

議会基本条例特別委員会（第4回）要点録

- 1 日 時 平成23年2月1日(火)9:28～11:40
- 2 出席委員 角田訓也（委員長）、仁科文秀（副委員長）、大本益之、金藤照明、齋藤重雄、田口忠義、原田毅、原田てつよ、森岡聰子
山本俊明（議長）
藤井義明（傍聴議員）
- 3 欠席委員 蔵本隆文
- 4 場 所 第1委員会室
- 5 内 容
委員長…「信託」と「負託」いずれかについて、会派へ持ち帰っての意見は。
C委員…会派の意見では、「信託」がよい。
G委員…会派の意見はどちらでもよい。自身の意見では「信託」がよい。
A委員…「信託」がよい。
D委員…「信託」がよい。
H委員…「信託」がよい。
E委員…会派の意見では、「負託」がよい
F委員…どちらとも言えない。
I委員…会派でも迷った。議員が信用されて任せられるの意味で「信託」を使いたい
気持ちもあるが、結局、議員に任せる意味の「負託」となった。
委員長… I委員、E委員は「信託」が多い旨、持ち帰って検討されたい。
G委員…自治基本条例では市長に「信託」とある。
A委員…憲法では「信託」。二文字だがしっかり確認すべき事項。
委員長…各委員と事務局の前文案を挙げた。提出者から説明されたい。
C委員…「意思決定機関」を「合議制の機関」に変更。「開かれた市議会」に「市民参加を推進する議会」を追加。
G委員…「選挙によって・・・」と「住民に最も・・・」を削除し、分かりやすくした。
D委員…法的な議会のあり方、時代背景と自治の基本理念、機能強化と情報公開、という構成とした。
I委員…「市長と議会を住民が直接選ぶ」「住民のため」という表現で二元代表制の説明を追加。笠岡市議会について機能の強化、市議会のあり方、という構成。短文で分かりやすくした。
事務局…二元代表制の説明、市長と議会は選挙で選ばれること、全議員の総意による条例、という構成とした。
委員長…前文案への意見を。
C委員…「地方公共団体」と「地方自治体」はどちらがよいか。
G委員…二元代表制の説明は要る。「地方自治体」の表現は要検討。「市民福祉の向上・・・」の表現は入れたい。

A委員…市民への責任を条例化するもの。二元代表制を訴え、理解してもらうことが大切。意味合いを再確認しながら市民に伝えるような前文がよい。

D委員…各案を合体させるしかないのでは。法的位置づけ、時代背景は要る。

H委員…言い回しを考えながらミックスしてはどうか。

E委員…事務局案が分かりやすいので、これに解説を加えてはどうか。

F委員…大切な事柄は案に入っているので、あとは何を選んでいくかだ。議会の使命、議員の役目、議会はどういう位置にあるかが要る。文言は、これがよいと決め難い。

I委員…案は良くまとまっていると思う。「市民福祉の向上・・・」は入れるべき。

委員長…D委員案の「自治基本条例の自治の基本理念・・・」について意見を。

D委員…これは、自治基本条例の前文の中ほどの部分を指す。

C委員…必要か判断しかねるが、必要ないのでは。

G委員…再確認の意もあるが「基本理念」が分かりにくい、判断しかねる。

A委員…「地方自治の本旨」と同義では。整理する段階でまだ判断できないが、一般的には「地方自治の本旨」と思う。

H委員…内容的には同じだと思う。

E委員…自治基本条例には触れなくてよいと思う。

F委員…自治基本条例と議会基本条例の立ち位置に関わる事柄。これが入ることで、自治基本条例の下の条例ともとられる。また、市民と住民などの言い回しも要検討。

I委員…自治基本条例は最高規範。「基本理念」を入れるなら解説が要る。入れなくても成り立つと思う。

A委員…自治基本条例の最高規範性は、議会も認めている。議会基本条例の内容が相反するものではない。

F委員…議会基本条例が、自治基本条例に飲み込まれてしまわないか。

委員長…それについては、前回の委員会で、議会基本条例が固まった時点で自治基本条例との兼ね合いを考え調整することを確認している。

A委員…両方できてはじめて行政が成り立つと言われている。「地方自治の本旨」の表現を前文に入れるべきと思う。

D委員…地方自治については憲法に謳われており、前文か総則に入れるべき。自身の案の言葉にこだわらず「地方自治の本旨」や「他の分かりやすい表現」で入れればよい。

G委員…事務局案を基に、追加や変更する方法が進めやすいと思う。

委員長…持ち帰り、次回、事務局案に追加や変更する方法で進める。

(全員了解)

D委員…大きな追加項目はここで決めておくべき。

C委員…「地方公共団体」か「地方自治体」。法律用語では「地方公共団体」とのこと。

D委員…「地方自治体」がよい。地方に権限が移されている中で「公共団体」はない。

できれば「地方政府」としたい。

事務局…法律用語は「地方公共団体」。「地方自治体」なら説明を添えては。

I 委員…「地方自治体」には思いがこもっているが、「地方公共団体」でよい。

前文については、「地方自治の本旨」「二元代表制」の説明が要る。

委員長…逐条解説で分かりやすく説明することとしたいが意見は。

D 委員…「ここに議会は」までが分かりやすい。解説で説明されたい。

委員長…事務局案を持ち帰り、次回検討したい。最終的には、条例が固まった時点で

再度前文を確認し、訂正したい。

D 委員…「ここに議会は」の前に、「市民参加」「開かれた議会」「情報公開」「時代背

景」を入れてほしい。その上で、きれいにつないだ前文にしてほしい。

A 委員…「時代背景」とは、「国の分権の流れ」「笠岡市のこと」のいずれか。

D 委員…「国の分権の流れ」と「市民の意識」を意味する。

委員長…D 委員案の「また、地方分権・・・求められている。」を追加する。

I 委員…その部分で「生活者の・・・地方政府」と言い切っていないか疑問がある。

G 委員…同じ部分を、自身の案では「市民の視点に」へ変えている。

委員長…今回の意見に近づけるべく事務局案を整理して、次回に協議したい。

最高規範性を 30 条から 4 条へ変更した。自治基本条例も同様。

C 委員…会派では、「地方主権」か「住民自治」かで迷った。

G 委員…「地域主権の発展に寄与する」がよい。

A 委員…変更案でよい。

D 委員…変更案でよい。

H 委員…変更案でよい。

E 委員…変更後の下線部が分かりにくいので。変更前がよい

F 委員…変更案でよい。

I 委員…「基づき 市民福祉の向上と 公正で・・・」を追加されたい。

委員長…今出た意見を整理して、次回に協議したい。

I 委員…「市民自治」と 1 条の「住民自治」を整合すべき。

事務局…総則に、「基本理念」を入れない市が多い。

委員長…「基本方針」が「議員活動の原則」に重複している。

事務局…総則は、「目的」だけの市が大半で、それに「最高規範性」が加わる程度。

委員長…自治基本条例の総則では、目的、最高規範性、定義の構成。

事務局…「定義」がない市が多い。

委員長…「定義」の要・不要について意見を。

D 委員…不要。

G 委員…不要。最高規範性は 4 条がよい。

A 委員…どちらでもよい。

D 委員…不要。

H 委員…不要。

E委員…不要。

F委員…不要。

I委員…入れないのであれば、逐条解説で説明を。

委員長…定義は入れないこととする。

D委員…「基本方針」は必要。

C委員…「基本方針」は「議員活動の原則」に重複するので、くどく感じる。

G委員…そのままよい。

A委員…「・・最高の意思決定機関・・」の表現について、意思決定機関は議会しかないのでは、「最高」はあえて要らないのでは。

事務局…「二元代表制」の意味からも「最高」は妥当性を欠くかもしれない。

A委員…「中央政府」に対して「地方政府」が言葉としてあるが、条例の表現上「地方政府」でいいのか疑問がある。

F委員…研修でよく耳にしたが、「地方政府」の意味合いがよくわからない。

I委員…「基本方針」をやめ、「議員活動の原則」に入れてはどうか。

委員長…重複してしっくりこない。議員活動の原則に入れる方が分かりやすい。

C委員…「議員活動の原則」で触れられれば「基本方針」は不要。

G委員…簡略にまとめて「基本方針」として残すべき。

A委員…重複部分を取って簡略化し、「基本方針」は残すべき。

H委員…「基本方針」は不要。

E委員…「議員活動の原則」で触れ、「基本方針」は不要。

F委員…「基本方針」は簡略化して残す。

D委員…「基本方針」は簡略化して残す。

委員長…「基本方針を簡潔に残す」「基本方針は不要」の両案に分かれた。削除はすぐできるので、簡潔にまとめた「基本方針」を次回提案し、協議する。

4条「最高規範性」を総則に入れることについてはどうか。

全委員…よい。

委員長…次回は、前文と1章を復習しながら、2章に入る。また、資料は当日配付とする。